

※ホームページへの掲載に当たっては、白紙のページを省略しています。
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

令和4年2月

新宿区監査委員

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 3 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、井下田栄一監査委員は、政務活動費交付団体の監査について関与していない。

令和 4 年 2 月 14 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	井下田	栄 一

目 次

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的	1
第2 監査の対象	1
第3 監査の日程	1
第4 監査の実施内容	2
第5 監査の着眼点	3
別表1 監査実施団体及び所管部局	4
別表2 監査日程	5

II 監査の結果

第1 団体別監査結果	7
1 補助金等交付団体及び出資団体	7
(1) 公益財団法人新宿未来創造財団	7
(2) 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会	9
(3) 社会福祉法人マザアス	11
(4) 株式会社アイグラン	13
(5) 政務活動費交付団体	15
2 不動産信託の受託者	17
みずほ信託銀行株式会社	17
3 指定管理者	19
(1) 大久保地域センター管理運営委員会	19
(2) 柏木地域センター管理運営委員会	21
(3) 社会福祉法人日本キリスト教奉仕団	23
(4) 株式会社ウィッシュ	25
(5) 株式会社日本デイケアセンター	28
第2 まとめ	30

I 監査の概要

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査である。

新宿区監査基準第3条第1項第3号に準拠し、法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているもの、出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせているものの当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて、監査を実施した。

[監査の対象となる団体]

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を与えている団体をいう。以下同じ。）
- ② 出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体をいう。以下同じ。）
- ③ 不動産信託の受託者
- ④ 公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）

また、財政援助団体等監査と併せて、法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかなどについての随時監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

今回監査を実施した団体は、令和2年度における補助金等交付団体、出資団体、不動産信託の受託者及び指定管理者のうち、別表1に掲げる19団体である。なお、各団体の所管部局は、別表1のとおりである。

第3 監査の日程

令和3年9月8日（水）から令和4年1月27日（木）まで

第4 監査の実施内容

1 補助金等交付団体及び出資団体

(1) 団体

補助金等交付団体及び出資団体の概要、定款、令和2年度決算書、令和2年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、監査日程（別表2）により、補助金等の執行状況や出資団体の運営状況について、補助金等交付団体及び出資団体の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された補助金等交付申請、交付決定等に係る関係書類及び補助金等交付要綱並びに出資に係る事業報告書を基に、補助金等交付団体及び出資団体の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取し質疑を行った。

2 不動産信託の受託者

(1) 団体

不動産信託の受託者の概要、定款、土地信託契約書、収支報告書等の関係書類の提出を求め、監査日程（別表2）により、契約書に基づいた信託不動産の管理・運用に係る内容及びその事務処理について、不動産信託の受託者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。

(2) 所管部局

提出された報告書等の関係書類を基に、不動産信託の受託者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取した。

3 指定管理者

(1) 団体

指定管理者の概要、定款、基本協定書、令和2年度協定書、令和2年度決算書、令和2年度事業報告書及び実績報告書等の関係書類の提出を事前に求め、監査日程（別表2）により、協定書に基づいた管理業務内容及びその事務処理について、指定管理者の会計帳簿や証拠書類との突合を行った。また、併せて関係者からの説明を聴取し質疑を行った。

(2) 所管部局

事前に提出された協定書に定める各種報告書、事業評価結果等の関係書類を基に、指定管理者の関係書類との突合を行った。また、併せて担当者等から説明を聴取し質疑を行った。

第5 監査の着眼点

主な着眼点は、次のとおりである。

1 補助金等交付団体

(1) 団体

ア 補助金等に係る事業は、計画及び交付条件に沿って適正かつ効果的に行われているか。

イ 補助金等に係る収支の事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 補助金等に係る事業の効果及び履行の確認は、適切に行われているか。

イ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

2 出資団体

(1) 団体

ア 出資団体の事業等は、出資の目的に沿って適正かつ効果的に運営されているか。

イ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

出資団体への指導監督は、適切に行われているか。

3 不動産信託の受託者

(1) 団体

不動産信託に係る事業は、信託の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

(2) 所管部局

不動産信託の受託者への指導監督は、適切に行われているか。

4 指定管理者

(1) 団体

ア 公の施設の管理は、協定に基づき適正かつ効率的に行われているか。

イ 管理業務に係る事務処理は、適正に行われているか。

(2) 所管部局

ア 指定管理者制度を導入した目的、趣旨が達成されているか。

イ 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

別表1 監査実施団体及び所管部局

No.	団体名	区分				監査対象所管課
		補助金	出資	信託	指定管理	
1	みずほ信託銀行株式会社			○		総務部 契約管財課
2	大久保地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 大久保特別出張所
3	柏木地域センター管理運営委員会				○	地域振興部 柏木特別出張所
4	公益財団法人新宿未来創造財団	○	○		*	地域振興部 生涯学習スポーツ課
5	社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会	○				福祉部 障害者福祉課
6	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団				○	福祉部 障害者福祉課
7	株式会社ウィッシュ				○	福祉部 地域包括ケア推進課 子ども総合センター 子ども家庭支援課
8	社会福祉法人マザアス	○				福祉部 介護保険課
9	株式会社アイグラン	○				子ども家庭部 保育課 子ども家庭部 保育指導課
10	株式会社日本デイケアセンター				○	子ども総合センター 子ども家庭支援課
11	自由民主党新宿区議会議員団	○				議会事務局
12	新宿区議会公明党	○				議会事務局
13	日本共産党新宿区議会議員団	○				議会事務局
14	立憲民主党・無所属クラブ	○				議会事務局
15	新宿未来の会	○				議会事務局
16	社民党新宿区議会議員団	○				議会事務局
17	スタートアップ新宿	○				議会事務局
18	ちいさき声をすくいあげる会	○				議会事務局
19	新宿区民を守る会	○				議会事務局

○…今年度監査対象
*…今年度監査対象外

別表2 監査日程

実施年月日	団体名
令和3年 10月 5日 (火) 11月 15日 (月) *	株式会社日本ダイケアセンター
10月 6日 (水) 10月 28日 (木) *	公益財団法人新宿未来創造財団
10月 7日 (木) 11月 19日 (金) *	株式会社ウィッシュ
10月 12日 (火) 11月 19日 (金) *	社会福祉法人日本キリスト教奉仕団
11月 9日 (火) *	自由民主党新宿区議会議員団
	新宿区議会公明党
	日本共産党新宿区議会議員団
11月 11日 (木) *	立憲民主党・無所属クラブ
	新宿未来の会
	社民党新宿区議会議員団
	ちいさき声をすくいあげる会
	スタートアップ新宿
	新宿区民を守る会
※事務局職員による書面監査 11月 24日 (水) 以降	みずほ信託銀行株式会社
	大久保地域センター管理運営委員会
	柏木地域センター管理運営委員会
	社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会
	社会福祉法人マザアス
	株式会社アイグラン

実施年月日の*印は監査委員による委員実査又は委員質問

Ⅱ 監査の結果

Ⅱ 監査の結果

第1 団体別監査結果

団体別の監査結果は、次のとおりである。

公益財団法人新宿未来創造財団

《補助金等交付団体・出資団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「法人」という。）は、平成22年4月に公益認定を受けた。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 地域の歴史の記録保存及び普及啓発
- イ 文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成
- ウ スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成
- エ 次代を担う児童や青少年の育成
- オ 国際相互理解の促進
- カ 地域の魅力の内外への発信
- キ 地域社会の健全な発展の促進
- ク 区から受託する施設の管理運営に関する事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人設立に際し、基本財産として5億円を出えんしている。

また、区は、法人に対し、令和2年度に430,627,722円を補助金として、1,040,618,411円を指定管理料として支出している。

なお、今回は、補助金及び出資を監査対象とする。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
公益財団法人新宿未来創造財団補助金	430,627,722円	法人に対して助成を行うことにより、区の健全な発展及び住民の福祉向上に寄与するため

イ 根拠法令等

新宿区一般財団法人に対する助成等に関する条例（昭和 62 年新宿区条例第 16 号）

ウ 主な事業実績

（ア）地域の歴史の記録保存及び普及啓発

・展示会の開催 観覧者数 延べ 10,721 人

（イ）文化芸術の振興と地域の文化活動を通じた豊かな心の育成

・舞台芸術鑑賞機会の提供 来場者数 2,348 人

（ウ）スポーツの振興と地域のスポーツ活動を通じた健全な心身の育成

・新宿シティハーフマラソン・区民健康マラソン 中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

（エ）地域の魅力の内外への発信

・友好都市等との交流事業

人的交流事業 中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

作品交流事業 1 回

（オ）地域社会の健全な発展の促進

・新宿青年教室 中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

・地域活力推進事業

地域スポーツ・文化事業の推進 参加者数 延べ 17,550 人

第 2 監査の結果

補助金及び出資に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会（以下「法人」という。）は、昭和34年3月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害福祉サービス事業の経営
- イ 地域生活支援事業の経営
- ウ 特定相談支援事業の経営
- エ 視覚障害者の更生相談に応ずる事業の経営
- オ 盲人福祉に関する連絡及び助成を行う事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和2年度に13,499,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区障害者就労支援施設運営費補助金	13,499,000円	企業等への就労を支援するとともに、就労が困難な障害者に対して働く場を提供し、能力等の向上を図るため

イ 根拠法令等

新宿区障害者就労支援施設運営費補助金交付要綱（平成23年3月29日22新福障事第317号）

ウ 主な事業実績

(ア) 自立訓練（機能訓練）事業

- ・ 自立訓練（機能訓練） 利用者数 延べ4,477人
- ・ 福祉サービス第三者評価受審

(イ) 就労移行支援事業

- ・ 就労移行支援 利用者数 延べ2,998人
- ・ 福祉サービス第三者評価受審

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

社会福祉法人マザアス

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人マザアス（以下「法人」という。）は、平成6年10月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 特別養護老人ホームの経営
- イ 老人デイサービスセンターの経営
- ウ 老人短期入所事業の経営
- エ 老人居宅介護等事業の経営
- オ 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- カ 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- キ 障害福祉サービス事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和2年度に15,573,000円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業補助金①	2,310,000円	簡易陰圧装置の設置に係る経費を支援することにより介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため
新宿区医療介護支援補助金②	10,472,000円	医療処置を必要とする区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境の整備を図るため
新宿区介護従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金③	2,791,000円	介護人材の確保定着を図るとともに、民間福祉施設による福祉避難所の拡充を進めるため
合計金額	15,573,000円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業補助金交付要綱（令和2年8月20日2新福介推第764号）[前記①]

(イ) 新宿区医療介護支援補助金交付要綱（平成 19 年 3 月 30 日 18 新健高サ第 3895 号）〔前記②〕

(ウ) 令和 2 年度新宿区介護従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（令和 2 年 4 月 1 日 2 新福介推第 55 号）〔前記③〕

ウ 主な事業実績

(ア) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業〔前記①〕

施設名	補助金額	補助対象台数
地域密着型特別養護老人ホーム マザアス新宿	770,000 円	1 台
グループホームつつじ	770,000 円	1 台
小規模多機能ホームさくら	770,000 円	1 台

(イ) 医療介護支援補助金〔前記②〕

地域密着型特別養護老人ホームマザアス新宿における医療処置者の受入れ

- ・看護職員及び介護職員総数（常勤換算後） 22.4 人
 - うち看護職 4.1 人
 - 介護職 18.3 人
- ・医療処置受入者数 月平均 6.5 人（22.4 %）

(ウ) 介護従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記③〕

施設名	補助金額	補助対象者数
地域密着型複合施設 マザアス新宿	2,791,000 円	4 人

第 2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかった。
所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかった。

株式会社アイグラン

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社アイグラン（以下「法人」という。）は、昭和62年12月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 学童保育、保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供、指導並びに業務委託
- イ ベビーシッターの請負並びにこれに関するノウハウの販売、経営指導及び業務委託
- ウ 保育士教育事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和2年度に165,903,960円を補助金として支出している。

(2) 補助金に関する概要

ア 補助金の名称、補助金額及び交付目的

補助金の名称	補助金額	交付目的
新宿区賃貸物件による 保育所整備事業補助金①	142,876,000円	保育所の設置促進を図り、待機児童の解消に資するため
新宿区保育従事職員 宿舍借り上げ支援事業 補助金②	12,409,000円	保育人材の確保及び離職防止を図るため
新宿区保育士等 キャリアアップ補助金③	6,188,000円	保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組を促進し、保育サービスの質の向上を図るため
新宿区保育サービス 推進事業補助金④	4,430,960円	地域の実情に応じた保育サービスの提供を推進し、保育サービスの質の向上を図るため
合計金額	165,903,960円	

イ 根拠法令等

- (ア) 令和2年度新宿区賃貸物件による保育所整備事業補助要綱（令和3年2月22日2新子保施第296号）〔前記①〕
- (イ) 新宿区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成29年4月1日29新子指給第67号）〔前記②〕
- (ウ) 新宿区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年10月14日27新子保運第2850号）〔前記③〕
- (エ) 新宿区保育サービス推進事業実施要綱（平成27年10月14日27新子保運第2851号）〔前記④〕

ウ 主な事業実績

- (ア) 賃貸物件による保育所整備事業〔前記①〕

- ・ あい保育園西新宿（令和3年4月開園）
保育所延床面積 231.41 m² 定員 46人

- (イ) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業〔前記②〕

園名	補助金額	補助対象者数
あい保育園落合	12,409,000円	16人

- (ウ) 保育士等キャリアアップ補助事業〔前記③〕

園名	補助金額	賃金改善実施人数
あい保育園落合	6,188,000円	延べ230人

- (エ) 保育サービス推進事業〔前記④〕

- ・ あい保育園落合 4,430,960円
 - 零歳児保育 延べ142人
 - 延長保育事業（2時間・3時間延長） 延べ10人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間未満） 延べ16人
 - 一時預かり事業・定期利用保育事業（4時間以上） 延べ282人
 - 障害児保育（その他／知的） 延べ3人
 - アレルギー児対応 延べ44人
 - 外国人児童受入れ 延べ2人
 - 福祉サービス第三者評価受審

第2 監査の結果

補助金について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

政務活動費交付団体

《補助金等交付団体》

第1 監査対象の概要

1 事業の概要

政務活動費は、新宿区議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、新宿区議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付するものである。

政務活動費の交付額は、月額15万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額となっており、経費の支出後に残余额等がある場合には、その残余额等を返還することとなっている。

政務活動費の取扱いについては、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めているほか、「新宿区政務活動費取り扱い手引き（平成25年9月改訂）」を策定し、この手引きに沿って執行及び管理を行っている。

また、議長においては、政務活動費の適正な運用を期するため、会派が作成する四半期ごと及び年度の収支報告書の提出を受けて、必要に応じて調査を行うものとしている。

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、会派に対し、令和2年度に56,016,955円を政務活動費として交付している。

(2) 政務活動費に関する概要

ア 会派名、政務活動費及び所属議員数

会派名※	政務活動費	所属議員数※
自由民主党新宿区議会議員団	18,352,646円	11名
新宿区議会公明党	7,474,827円	9名
日本共産党新宿区議会議員団	10,673,125円	6名
立憲民主党・無所属クラブ	8,997,432円	5名
新宿未来の会	5,400,000円	3名
社民党新宿区議会議員団	1,520,416円	1名
スタートアップ新宿	0円	1名
ちいさき声をすくいあげる会	1,798,509円	1名
新宿区民を守る会	1,800,000円	1名
合計金額	56,016,955円	

※会派名及び所属議員数は、令和3年3月末日現在のものである。

イ 根拠法令等

新宿区政務活動費の交付に関する条例（平成13年新宿区条例第4号）

第2 監査の結果

政務活動費については、会派から提出された会計帳簿、証拠書類等における会計処理において、特に指摘すべき事項は認められなかった。

なお、政務活動費は公金であり、その適正な執行に加え、ICTの進展など社会状況が急速に変化する中、その変化に即した運用が求められている。

会派においては、現在運用基準としている手引きが社会状況と適合するかを常に検証し、適切な内部統制を図ることにより、政務活動費の一層の透明性の確保に努められたい。

議会事務局においては、条例等に沿った運用がなされているかを十分に確認し、会派に対してより適切な指導及び助言を行うとともに、政務活動費の一層の透明性の確保に努められたい。

みずほ信託銀行株式会社

《不動産信託の受託者》

第1 監査対象の概要

1 事業概要等

(1) 事業の概要

ア 信託土地

新宿区西新宿一丁目 23 番 3 (淀橋第二小学校跡地)

面積 3,859.62 m²

イ 信託年月日

平成 13 年 1 月 12 日

ウ 信託の目的

法第 238 条の 5 第 2 項の規定に基づき、信託土地の上に建物（以下「信託建物」という。）を信託財産として建築し、これを賃貸することを目的として信託土地及び信託建物を管理・運用する。

エ 信託期間

平成 13 年 1 月 12 日から信託建物の竣工引渡日までの期間及び竣工引渡日の翌日から 20 年間（令和 5 年 6 月 30 日まで）

(2) 不動産の信託を受託している団体

みずほ信託銀行株式会社（以下「法人」という。）

千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人を受託者として、淀橋第二小学校跡地の土地信託を行っており、信託配当収入を受けている。

ア 建物の用途

事務所、店舗、駐車場

イ 建物の規模等

規 模：地上 18 階、地下 2 階、塔屋 1 階

延べ面積：44,542.81 m²

構 造：鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造

(2) 主な事業実績

令和 2 年 12 月 31 日現在の入居率 100%

令和 2 年度の区への配当金 774,297,849 円

第2 監査の結果

不動産信託に係る事業について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

大久保地域センター管理運営委員会

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

大久保地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成5年9月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 大久保地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和2年度に20,630,779円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 大久保 地域センター	20,630,779円	－（※）	19,975,407円	平成30年4月1日 ） 令和3年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）大久保地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）大久保地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）大久保地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）大久保地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 235 団体（令和3年3月31日現在）
- ・施設全体の利用状況 利用件数 1,907 件

利用人数 16,662 人
利用率 42.5%

(イ) 主な事業の内容

- ・地域センターまつり
五月まつり 中止
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
- ・広報誌（さわやかおおくぼ）
発行回数 年 2 回 各回 8,000 部発行
- ・その他コミュニティ事業
フラワーアレンジメント教室 1 回 参加者数 12 人
日本文化を楽しむ「琵琶がたり デジタル」（HP 動画配信等）

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

柏木地域センター管理運営委員会
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

柏木地域センター管理運営委員会（以下「団体」という。）は、平成3年4月に設立された任意団体である。

その主な事業活動は、次のとおりである。

ア 柏木地域センターの管理運営

イ コミュニティの形成を促進するために必要な事業

ウ その他団体の目的を達成するために必要な事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、団体に対し、令和2年度に20,786,570円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立柏木地域センター	20,786,570円	－（※）	20,069,226円	平成30年4月1日 ） 令和3年3月31日

※施設貸出料は、指定管理者の利用料金制度を導入せず、区の歳入（使用料）としている。

イ 根拠法令等

新宿区立地域センター条例（平成17年新宿区条例第35号）

ウ 主な管理業務の内容

（ア）柏木地域センターの利用に係る受付及び貸出しに関する業務

（イ）柏木地域センター内の清潔の保持、整頓その他環境の整備に関する業務

（ウ）柏木地域センターの施設等の維持管理に関する業務

（エ）柏木地域センターの団体登録、利用の承認、変更、取消し及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

エ 主な事業実績

（ア）施設の利用

- ・登録団体数 168団体（令和3年3月31日現在）
- ・施設全体の利用状況 利用件数 1,097件

利用人数	9,335 人
利用率	29.8%

(イ) 主な事業の内容

- ・ 広報誌（わがまちかしわざ）

発行回数 年 1 回 7,000 部発行

- ・ その他コミュニティ事業 中止

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

第 2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団（以下「法人」という。）は、昭和33年9月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 障害者支援施設の経営
- イ 一般相談支援事業の経営
- ウ 特定相談支援事業の経営
- エ 障害児相談支援事業の経営
- オ 障害福祉サービス事業の経営
- カ 障害児通所支援事業の経営

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和2年度に73,771,527円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 新宿福祉 作業所	73,771,527円	97,397,189円	170,911,813円	令和2年4月1日 ┆ 令和7年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立福祉作業所条例（平成16年新宿区条例第42号）

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 福祉作業所において行う事業に関する業務

- ・生活介護事業
- ・就労継続支援事業

(イ) 福祉作業所の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務

(ウ) 福祉作業所の利用料金の納入に関する業務

(エ) 福祉作業所の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績（令和3年3月31日現在）

- ・利用者数 67人

（内訳 生活介護事業：24人 就労継続支援事業：43人）

・月額平均工賃	生活介護事業	10,078 円
	就労継続支援事業	12,417 円
・職員数（常勤換算後）	26.4 人	
うち常勤	15.0 人	
非常勤	11.4 人	

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

株式会社ウィッシュ

《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社ウィッシュ（以下「法人」という。）は、平成13年5月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア ベビーシッターの養成
- イ ベビーシッター業務の請負
- ウ 保育施設の企画・運営
- エ 高齢者介護に関する指導
- オ 高齢者介護サービス
- カ 有料職業紹介事業
- キ 労働者派遣事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和2年度に172,578,519円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 本塩町地域 交流館①	15,942,105円	—	15,507,015円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日
新宿区立 百人町地域 交流館②	15,028,752円	—	16,339,485円	平成29年4月1日 ） 令和4年3月31日
新宿区立 北新宿地域 交流館③	16,965,343円	—	15,835,717円	令和2年4月1日 ） 令和7年3月31日
新宿区立 本塩町 児童館④	30,431,080円	—	27,464,187円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日

新宿区立 百人町 児童館⑤	31,178,383 円	—	29,465,820 円	平成 29 年 4 月 1 日) 令和 4 年 3 月 31 日
新宿区立 北新宿第一 児童館⑥	30,311,945 円	—	28,959,398 円	令和 2 年 4 月 1 日) 令和 7 年 3 月 31 日
新宿区立 上落合 児童館⑦	32,720,911 円	—	29,641,009 円	令和 2 年 4 月 1 日) 令和 7 年 3 月 31 日
合計金額	172,578,519 円	—	163,212,631 円	

イ 根拠法令等

(ア) 新宿区立地域交流館条例（平成 20 年新宿区条例第 47 号）〔前記①②③〕

(イ) 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例（平成 22 年新宿区条例第 46 号）〔前記④⑤⑥⑦〕

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 本塩町地域交流館、百人町地域交流館、北新宿地域交流館〔前記①②③〕

- ・地域交流館において行う事業に関する業務
 - ・地域における高齢者の福祉を推進するために行われる区民相互の交流に関すること。
 - ・高齢者を対象として行われる、介護予防に資する活動、体力の向上を目的とした活動、文化活動その他の健康及び福祉の増進に向けた活動に関すること。
- ・地域交流館の団体登録、利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・地域交流館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(イ) 本塩町児童館、百人町児童館、北新宿第一児童館、上落合児童館〔前記④⑤⑥⑦〕

- ・児童館において行う事業に関する業務
 - ・子供の福祉の増進に関すること。
 - ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
 - ・児童館の施設の利用に関すること。
- ・児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
- ・児童館の施設等の維持管理に関する業務

エ 主な事業実績

(ア) 新宿区立本塩町地域交流館〔前記①〕

利用者数 10,369人

(内訳 団体利用：4,513人 個人利用：5,856人)

(イ) 新宿区立百人町地域交流館〔前記②〕

利用者数 5,703人

(内訳 団体利用：1,156人 個人利用：4,547人)

(ウ) 新宿区立北新宿地域交流館〔前記③〕

利用者数 4,454人

(内訳 団体利用：672人 個人利用：3,782人)

(エ) 新宿区立本塩町児童館〔前記④〕

利用者数 3,539人

(内訳 小学生：766人 中学生：326人 高校生等：6人

幼児：1,291人 その他：1,150人)

(オ) 新宿区立百人町児童館〔前記⑤〕

利用者数 3,013人

(内訳 小学生：1,105人 中学生：341人 高校生等：92人

幼児：784人 その他：691人)

(カ) 新宿区立北新宿第一児童館〔前記⑥〕

利用者数 2,913人

(内訳 小学生：1,358人 中学生：705人 高校生等：217人

幼児：313人 その他：320人)

(キ) 新宿区立上落合児童館〔前記⑦〕

利用者数 3,985人

(内訳 小学生：1,715人 中学生：313人 高校生等：20人

幼児：985人 その他：952人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

所管課についても、特に指摘すべき事項は認められなかったが、口頭で改善を求めた事項があった。

株式会社日本デイケアセンター
《指定管理者》

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社日本デイケアセンター（以下「法人」という。）は、平成3年4月に設立された。

その主な事業活動は、次のとおりである。

- ア 企業内及び病院内保育ルーム等の管理運営受託事業
- イ 家庭訪問による学習指導事業
- ウ 幼児教室・学習塾・各種文化教室の管理運営受託事業
- エ ベビーシッター請負
- オ 認可保育園及び児童館等の管理運営及び受託事業
- カ 放課後児童クラブ等の管理運営受託事業
- キ 介護事業の運営及び管理運営受託事業
- ク 労働者派遣事業

2 区との関係及びその概要

(1) 区との関係

区は、法人に対し、令和2年度に32,044,825円を指定管理料として支出している。

(2) 指定管理に関する概要

ア 施設名、指定管理料及び指定期間等

施設名	指定管理料	利用料金収入	管理経費	指定期間
新宿区立 西新宿児童館	32,044,825円	—	29,642,404円	平成31年4月1日 ） 令和6年3月31日

イ 根拠法令等

新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例(平成22年新宿区条例第46号)

ウ 主な管理業務の内容

(ア) 西新宿児童館において行う事業に関する業務

- ・子供の福祉の増進に関すること。
- ・子供の遊びの指導、児童福祉に関する行事その他子供の健全な育成及び相談に関すること。
- ・西新宿児童館の施設の利用に関すること。

- (イ) 西新宿児童館の利用の承認及び不承認並びに利用承認の取消し等に関する業務
 - (ウ) 西新宿児童館の施設等の維持管理に関する業務
- エ 主な事業実績
- 利用者数 560人
- (内訳 小学生：166人 中学生：2人 高校生等：3人 幼児：183人
その他：206人)

第2 監査の結果

公の施設の管理について、指摘すべき事項が認められたため、次のとおり意見を付す。

所管課についても、指摘すべき事項が認められたため、次のとおり意見を付す。

【意見】

団体

団体は、当該年度の指定管理料の収支報告について、人件費等に誤った計上が見られ、その結果収支報告に大幅な修正が生じることとなった。

また、人員配置について、年度協定書の人員配置計画に定めたとおりの配置がされていない日が多く見られたほか、勤務実績に関する報告についても一部誤りが見られた。

団体においては、収支報告等の重要性を十分に認識した上で、正確な報告を行われたい。また、人員配置計画は、区が指定管理者による公の施設の管理を適正に期するためのものであり、人員配置の不足は利用者サービスに直接影響することから、適正に行われたい。

子ども総合センター子ども家庭支援課

子ども家庭支援課は、団体から提出された報告書について、人件費及び人員配置について実態と異なる記載が見られたにも関わらず、十分な確認がされていなかった。

子ども家庭支援課においては、改めて指定管理者制度導入の趣旨を徹底し、公の施設の管理の適正を期するため、提出された報告書の内容を十分に検証するとともに、必要に応じて現場を確認するなど、適切に指導監督を行われたい。

第2 まとめ

1 総括意見

区は、区政の効率化と区民サービスの向上を目的に、公益上の必要がある事業や民間活力を活用した事業等を実施する団体へ財政的援助を行っている。このうち、本年度の監査対象となった団体については、監査の着眼点に基づき監査した結果、前述の「第1 団体別監査結果」で意見を付した事項（P29に掲載）を除き、おおむね適正に行われていたと認められる。

また、併せて所管部局に対して実施した随時監査についても、上記の意見を付した事項を除き、団体に対し、おおむね適切に指導監督及び関連事務が行われていたと認められる。

2 補足意見

しかしながら、補助金等交付団体及び指定管理者について、監査の着眼点別にそれぞれ一部課題が見られたので、次のとおり補足意見を述べる。

(1) 補助金等交付団体について

補助金は、法第232条の2を根拠とし、区が公益上の必要がある事業に対し交付する財政的支援で、区の政策目的を効果的かつ効率的に実現するための有効な手段の一つとして、区民サービスの向上や地域活性化の一端を担っている。

ア 補助金等に係る報告について

今回の監査では、団体から提出された報告書や添付資料に誤りや不足があるものが見られた。こうした提出書類の不備はこれまでの監査においても多くの団体で見られており、繰り返し改善を要望してきたところである。

補助金は、区の政策目的を効果的かつ効率的に実現させるための団体への財政的支援であるから、適切かつ有効に活用されることが求められることはもとより、その有効性や必要性を団体からの提出資料により適切に確認することが必要である。

所管部局においては、チェック体制について十分な検証を行い、団体からの提出書類に不備等があれば、必要な補正を指導されたい。

イ 補助要綱等に基づく手続について

補助金の申請において、要綱に基づかない手続が行われている事例が見られた。

補助金は、その交付団体の事業運営が、補助金の趣旨に沿っているか見極めた上で交付するものであるから、申請においては、補助要綱等に沿った適正な手続を行うとともに、十分な確認を行うことが必要である。

所管部局においては、適切な補助金の申請がなされるよう指導されたい。

区及び団体においては、補助事業は公金が充当されていることを十分に認識し、事業目的が効果的に達成されるよう、適切な補助金交付事務に取り組まれない。

(2) 指定管理者について

法第 244 条の 2 に定められた指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに対して、効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、管理経費の節減等を図ることを目的としている。

区においても、質の高い公共サービスを提供することにより、公の施設の目的である住民の福祉の増進に資することを目的に、平成 16 年度から導入している。

ア 協定に基づく公の施設の管理について

今回の監査では、年度協定書に基づく人員配置計画で定めた職員の配置人数や資格要件を、一部満たしていないものが見られた。令和 2 年度はコロナ禍という状況ではあったものの、人員配置の遵守については、施設に求められている十分な区民サービスの提供という観点から、これまでの監査でも指摘しているところである。

指定管理料は、年度協定書や人員配置計画で定められたとおりに履行されることを前提に積算し、支払われるものであるから、適切に人員配置を行うべきである。

所管部局においても、人員配置を含めた施設の管理状況を随時確認し、適切に指導監督されたい。

イ 管理業務に係る報告について

団体から提出される収支決算報告書や実績報告書に、誤りや不足等があるものが、複数の団体で見られた。これは昨年度の監査でも指摘しているところである。

報告書は、その施設の管理運営に必要な経費を確認し、次年度以降の収支計画や事業計画策定の基礎とするものであるから、団体においては、実態に即した正確な報告をする必要がある。

特に所管部局においては、団体の管理監督部署として、提出された報告書の内容について十分に確認し、適切な指導監督ができるよう組織内におけるチェック体制について十分な検証を行われたい。

区及び団体においては、前記の指定管理者制度の導入趣旨を踏まえ、事業計画や人員配置計画の重要性を十分に認識し、より質の高い区民サービスを適正な経費で提供することにより、公の施設の設置目的を達成されるよう努められたい。

印刷物作成番号
2021-5-5101

令和3年度
財政援助団体等監査結果報告書

令和4年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)
FAX (03) 5273-3539

この印刷物は、業者委託により320部印刷製本しています。その経費として、1部当たり275円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。